

時事新報

徵兵令

昨二十一日法律第一號を以て徵兵令の改正を公布せられたり其全面を窺ふに之れを舊令に比すれば免除猶豫の區域を狭くし所謂全國兵の主權に照らすときは公平に...

右の外新舊相違の簡條少なからざれば之を略し唯我輩は新令に依りて免除の區域を減じ全國兵の公平を進めたるを賛成するのみならず...

又士氣を振ふ可きや否やは是れ亦我輩の知らざる所なり左れば全國兵の名は實際に於て士氣に影響すること大なり...

官報

徵兵令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
陸軍 大臣 伯爵 大山 巖
海軍 大臣 伯爵 西郷從道

第一章 總則
第一條 日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス...

トナシ○第十條 二十歳ニ至ラズト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ由リ現役ニ服スルコトヲ得...

第二章 徵兵
第一條 徵兵ノ期ハ毎年十一月ヨリ十二月迄ニシテ...

廣告
逕查用夏服千六百組...

開店廣告
一諸公債 現場并定期

原桂仙
知諸君ニ通告ス...